

レーザー協会会則

第1章 名 称

第1条 本会は、レーザー協会（英文名：The Japan Society of Laser Technology）といい、事務所を関東地区におく。

第2章 目的と事業

第2条 本会は、レーザービーム、電子ビーム、イオンビーム等の装置ならびに応用技術全般に関して相互に知識を交換し、これらのエネルギービーム応用技術の向上と普及、あわせて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 定例的に例会（研究会、見学会、セミナーなど）の開催。
- (2) 研究論文、文献紹介、討論、講演の内容、その他諸般の諸事などを会報として発行。
- (3) エネルギービームの応用技術の向上と普及を目的とした情報提供および技術相談。
- (4) その他会の目的を発展させるために必要な諸事業、諸行事。

第3章 会員と会費

第4条 本会の会員は、個人会員、法人会員、学生会員および名誉会員とからなる。

2 名誉会員について

- (1) 本会に多大な貢献をし、その功績が顕著であり、人格・識見ともにふさわしい者を名誉会員とすることができる。
- (2) 名誉会員は、本会会長経験者およびこれに準ずる功労を有する者にあつて、理事会において決議を経て推挙される。
- (3) 名誉会員は、上記の手順を経た後、総会において承認される。
- (4) 名誉会員は、個人会員と同等の資格を有し、本会行事ならびに各種会合に参加できる。

第5条 会員になろうとする者は、所定の申込をし、理事会の承認を受けなければならない。

2 入会の承認を与えられたときは、入会金 500 円およびその年度の会費を納めなければならない。

3 年度の途中において入会を認められたときは、入会后遅滞なく、月割りにより計算された金額をその年度の会費として納付しなければならない。

4 学生会員で学籍を離れたときは、自動的に個人会員になるものとする。

第6条 会員は、次の区別により、毎年3月末日までに次年度の会費を納入しなければならない。

- (1) 個人会員：年額 4,000 円
- (2) 法人会員：1口について年額 30,000 円
- (3) 学生会員：年額 1,500 円

(4) 名誉会員：無料

第7条 会員は、本会が刊行する会報の配布を受けることができる。
名誉会員、個人会員および学生会員には各1部、法人会員には1口について2部の会報が配布される。

第8条 会員が退会しようとするときは、理由書をつけて退会届を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第9条 会費を滞納した会員には、会報の配布を停止する。

第10条 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。

第4章 会の運営

第11条 総会は、定例総会および臨時総会とする。

2 定例総会は、毎年1回、会計年度終了後70日以内に会長が召集する。

3 臨時総会は、理事または監事が必要と認めたとき、いつでも召集することができる。

第12条 本会には次の役員をおく。

会長、副会長、監事

2 会長は、理事会が候補者を推薦し、総会で会員の承認を経て選ばれる。

会長は、必要に応じてその他の役員を置くことができる。

会長は、本会を代表して会の運営を総括する。

会長の任期は一期2年とする。再任は妨げないがその時の任期は1年とし、連続した再任の回数は2回を限度とする。

3 副会長、理事、監事は、会長から指名され、総会の承認を得なければならない。

4 副会長は、会長の事故のある場合は、その職務を代行する。

5 理事は、具体的な会務を分担し処理する。会務の担当および内容は別に定める。

6 監事は、会計を監査し、総会に報告する。

第13条 副会長、理事、監事の任期は2年とする。再任は妨げないが、会長の任期終了に伴い、一旦任を解かれるものとする。

第14条 理事会は、会長、副会長および理事で構成され、会の運営を企画する。

理事会は、定例的に会長が召集する。

また、会長が必要とするときには適時召集する。

第15条 理事会は、定例総会で前年度の会計および会務を報告する義務を負う。

第16条 理事会の承認により専門委員会を置くことができる。

専門委員会は、特定の項目について共同研究あるいは調査などを行う。

第17条 本会の事務を処理するために、所要の職員をおくことができる。

職員は、会長が任免し、必要に応じて有給とすることができる。

第6章 そ の 他

第18条 本会の会計年度は、4月1日より翌年の3月末日とする。

第19条 この会則は、総会の承認がなければ変更することができない。

第20条 本会の解散は、理事会が提案し、総会の承認を得なければならない。

第21条 本会の解散に伴い残余財産が生じた場合においては、理事会および総会の議決を

経て、本会の目的に類似した目的を有する公益事業または団体に、これを寄付するものとする。

付 則

1. この会則は 1972 年 1 月 28 日に「レーザ加工研究会」の設立に当って制定した。
2. 同会 1977 年 3 月 22 日の総会において「レーザ協会」へ名称を変更した。
3. 同会 1978 年 5 月 25 日の総会において一部改正した。
4. 同会 1978 年 12 月 22 日の臨時総会において一部改正した。
5. 同会 1981 年 5 月 29 日の総会において一部改正した。
6. 同会 1982 年 11 月 26 日の臨時総会において一部改正した。
7. 同会 1997 年 6 月 6 日の総会において一部改正した。
8. 同会 1997 年 11 月 7 日の臨時総会において一部改正した。
9. 同会 1998 年 6 月 5 日の会員総会において一部改正した。
10. 同会 2000 年 5 月 19 日の会員総会において一部改正した。
11. 同会 2003 年 5 月 16 日の会員総会において一部改正した。
12. 同会 2008 年 5 月 15 日の会員総会において一部改正した。